

社会福祉法人函館大庚会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、出産後も働き続けられる職場環境づくりの為に育児休業等の制度について周知を図り、事業所内保育施設の活用を推進する。

<対策>

平成27年4月1日～ 新規開設した事業所内保育所の保育内容についてパンフレットを作成・配布し、利用を推進する。

平成27年度 育児休業制度について厚生労働省のパンフレットを職員の目に付く場所に掲示し、全職員へ周知する。
男性職員に向けて子育て目的の休暇が取得可能な旨を周知する。

目標2：年間休日数を変更し、所定労働時間の削減を図る。

<対策>

平成27年4月 所定労働時間に基づき、適正な年間休日数の制定を検討する。

平成27年5月 年間休日数の制定を行い、就業規則の変更を検討する。

平成27年6月 就業規則を変更し、新たに作成された休日カレンダーに基づき、年間休日を取得する。就業規則変更について職員研修会等で全職員に周知する。

目標3：全職員の有給休暇取得日数の向上を図り、一人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

平成27年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

平成27年6月～ 計画的な取得に向けて連絡会議にて説明会を実施する

平成27年7月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

平成28年3月～ 一年間の年次有給休暇の取得数を確認する。